

図1 食品の役割と機能



「健康飲料」「サプリメント」
「健康補助食品」「栄養強化食品」
「養補助食品」

それ以外の「健康食品」、
例えば「健康補助食品」「栄養強化食品」
「養補助食品」

「健康飲料」「サプリメント」
「健康補助食品」「栄養強化食品」
「養補助食品」

「健康飲料」「サプリメント」
「健康補助食品」「栄養強化食品」
「養補助食品」

「健康飲料」「サプリメント」
「健康補助食品」「栄養強化食品」
「養補助食品」

「健康飲料」「サプリメント」
「健康補助食品」「栄養強化食品」
「養補助食品」

「健康飲料」「サプリメント」
「健康補助食品」「栄養強化食品」
「養補助食品」

「健康飲料」「サプリメント」
「健康補助食品」「栄養強化食品」
「養補助食品」

特定保健用食品 「トクホ」ってなに!?

食品には「栄養を摂取する」「味覚を楽しむ」という機能のほかに、体調を整えたり、生体防御、疲労回復、老化防止など、健康を維持するための「体調調節」機能があります。(図1)

バランスの悪い食生活を長年続けると生活習慣病を発症する可能性があります。食品の「体調調節」機能に着目し、リスクを低減するためのために作られた食品の表示制度が、特定保健用食品「トクホ」です。

「トクホ」は体の生理機能などに影響を与える成分(関与成分)に対し、科学的根拠を示して効果や安全性に関する審査を受け、それが認められ消費者庁長官の許可を得ると特定の保健の用途に適する旨を表示できるようになります。平成5年に第1号が誕生してから、表示許可品目数は増加の一途をたどり、累計許可品目数は967品目(平成22年11月25日現在)となっています。

「トクホ」は体の生理機能などに影響を与える成分(関与成分)に対し、科学的根拠を示して効果や安全性に関する審査を受け、それが認められ消費者庁長官の許可を得ると特定の保健の用途に適する旨を表示できるようにとなります。平成5年に第1号が誕生してから、表示許可品目数は増加の一途をたどり、累計許可品目数は967品目(平成22年11月25日現在)となっています。

病気を予防するにはバランスの良い食生活だけでなく運動不足の解消や十分な栄養が、何よりも重要です。体に良いからといって「トクホ」の摂りすぎには注意してください。



献血にご協力ください

思いやりと健康を
献血で贈ります

■実施日 / 4月11日(月)
■場所・時間 /
○役場前…午前10時～正午
○開発センター前…
午後1時30分～4時30分

献血された方には、後日血液センターから血液検査結果が送られますので、健康チェックにお役立てください。
※採血基準が改正され、これまで男女ともに18歳以上の方にお願していた400ml献血が、男性に限り17歳の方にもご協力いただけるようになりました。

向井 春江さん
(旭)

長寿99歳
おめでとうございます

〈平成22年11月該当〉
掲載に同意いただいた方のみ掲載しています。

西田アイ子さん
(開運)

長寿88歳
おめでとうございます

〈平成22年11月該当〉
掲載に同意いただいた方のみ掲載しています。

これまでは障害年金を受ける権利が発生した時に、受給権者によって生計を維持している配偶者や子どもがいる場合で、障害等級が1級または2級に該当する方に加算を行っていましたが、「国民年金法等の一部を改正する法律」により、障害年金を受ける権利が発生した後に、生計を維持することになった配偶者や子どもがいる場合にも届け出によって加算を行うこととなります。

3月までは…

- 受給権発生時に既に生計を維持する配偶者や子どもがいる場合には、受給権発生時（生計維持関係を確認しました）から加算の対象となります。

4月から加算の範囲が拡大されます

- 4月1日より前に、受給権発生後に生計を維持する配偶者や子どもがいる場合には、法施行時（※）から加算の対象となります。
- ※3月31日現在の生計維持関係を確認します。
- 4月1日以降において、受給権発生後に生計を維持する配偶者や子どもがいる場合は、その事実が発生した時点（※）から加算の対象となります。
- ※結婚、出生などの事実が発生した日における生計維持関係を確認することになります。

障害基礎年金の子加算の運用の見直しと児童扶養手当との関係について

法律改正により障害基礎年金の子加算の範囲が拡大されることで、併せて障害基礎年金の子加算の運用についても見直しが行われます。

児童扶養手当は、子どもが障害基礎年金の子加算の対象である場合は支給されませんが、4月以降は、児童扶養手当額が障害基礎年金の子加算額を上回る場合においては、年金受給権者と子どもの間に生計維持関係がないものとして取り扱い、子加算の対象としないことにより児童扶養手当を受給することが可能となります。

詳しくは下記に問い合わせください。

●児童扶養手当と障害年金の子加算の間で受給変更ができる場合とは

両親の一方が児童扶養手当法施行令で定める障がい（国民年金または厚生年金保険法1級相当）の状態にあることで、配偶者に支給される児童扶養手当と障害年金の子加算で受給変更が可能となります。

●児童扶養手当と障害年金の子加算の間で受給変更ができない場合とは

母子世帯や父子世帯の方は、児童扶養手当と障害年金の子加算で受給変更ができません。

■問い合わせ／

【障害年金加算改善法について】

- 釧路年金事務所（☎0154-22-5810）
役場住民課年金保険係（1階④番窓口☎485-2111内線129）
（年金については、4月1日以降に手続きしてください。）

【児童扶養手当額や児童扶養手当制度について】

- 役場住民課社会福祉係（1階②番窓口☎485-2111内線122）

「障害年金加算改善法」が施行されます